

佐賀県告示第 107 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成 28 年 3 月 8 日から平成 28 年 4 月 7 日まで佐賀県交通政策部道路課及び杵藤土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成 28 年 3 月 8 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

道路の種類 及び路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 207 号	藤津郡太良町大字多良字町 1896 番 2 地先 から 藤津郡太良町大字多良字堤ノ内 1848 番 1 地先まで	平成 28 . 3 . 8
	鹿島市大字森字水町 77 番 1 地先から 鹿島市大字森字水町 59 番 2 地先まで	〃
	鹿島市大字中村字水深 2009 番 4 地先から 鹿島市大字中村字毘沙門 952 番地先まで	〃
	鹿島市大字中村字毘沙門 936 番 1 地先か ら 鹿島市大字中村字浄源 394 番 1 地先まで	〃
	鹿島市大字高津原字四本松 5021 番地先か ら 鹿島市大字高津原字三本松 3182 番 1 地先 まで	〃